様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　８年　６月~~30~~29日

群馬県知事　　山本一太　殿



提出者
住　所　　北群馬郡吉岡町大字下野田５９２番地
氏　名　　勝野建設株式会社
代表取締役　　勝野政和

電話番号　０２７９－５４－３５５１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	勝野建設株式会社
事業場の所在地	北群馬郡吉岡町大字下野田５９２番地
計画期間	令和　８年４月１日から令和　９年３月３１日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：建設業　中分類：総合工事業
②事業の規模	請負完成工事高（前年度実績）：５２７，０００［千円］
③従業員数	３０人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添［産業廃棄物処理計画（令和８年度・２０２６年度）］の産業廃棄物処理フロー参照

（日本工業規格　A列４番）

<table>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

別添［産業廃棄物処理計画（令和８年度・２０２６年度)］の
廃棄物処理管理体制に関する事項参照</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（ 令和７年度・２０２５年度 ）実績】 ：別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>―― t</td><td>―― t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

受注した請負工事により増減幅の変動が大きくなるが、発生の抑制を図るのを前提とし、再正可能な廃棄物は分別を行い、再生資源化及び有償処分できるようにつとめる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】：別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>―― t</td><td>―― t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

現状維持で継続する</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

がれき類、金属くず、木くず（伐木・抜根)、廃プラスチック類を分類し、再生資源化・有償処分にする。</td></tr>
<tr><td>②計画</td><td colspan="3">（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

現状維持で継続する</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
予定なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施なし</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>―　t</td><td>―　t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
予定なし</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>―― t</td><td>―― t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
実施なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>―― t</td><td>―― t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
予定なし</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="7">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（ 令和７年度・２０２５年度 ））実績】 ：別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>―― t</td><td>―― t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>―― t</td><td>―― t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
受注した請負工事により増減幅の変動が大きくなるが、
再正可能な廃棄物は分別を行い、再生資源化施設を有する
処理業者へ運搬し、処理の委託を行っている。</td></tr>
</table>

	②計画	【目標】：別紙のとおり		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t
		再生利用業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 受注した請負工事により増減幅の変動が大きくなるが、 再正可能な廃棄物は分別を行い、再生資源化施設を有する 処理業者へ運搬し、処理の委託を行う。		
※事務処理欄				

別紙　【実績】

【前年度（ 令和７年度・２０２５年度 ）実績】				
産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	木くず	廃プラスチック
排　出　量	2，106．41 t	14．20 t	193．15t	1．72 t
全処理委託量	2，106．41 t	14．20 t	193．15t	1．72 t
優良認定処理業者への処理委託量	― t	― t	― t	― t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	― t	― t	― t	― t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	石綿含有廃棄物	建設汚泥	ガラス・陶磁器	紙くず
排　出　量	24．25 t	1．970 t	0．00 t	0．00 t
全処理委託量	24．25 t	1．970 t	0．00 t	0．00 t
優良認定処理業者への処理委託量	― t	― t	― t	― t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	― t	― t	― t	― t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	繊維くず	蛍光灯	建設混合廃棄物
排　出　量	0．00 t	0．00 t	0．00 t	0．00 t
全処理委託量	0．00 t	0．00 t	0．00 t	0．00 t
優良認定処理業者への処理委託量	― t	― t	t	t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	― t	― t	― t	― t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

別紙　【目標】

【目標】				
産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	木くず	建設汚泥
排　出　量	1，500．00 t	15．00 t	100．00 t	5．00 t
全処理委託量	1，500．00 t	15．00 t	100．00 t	5．00 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。

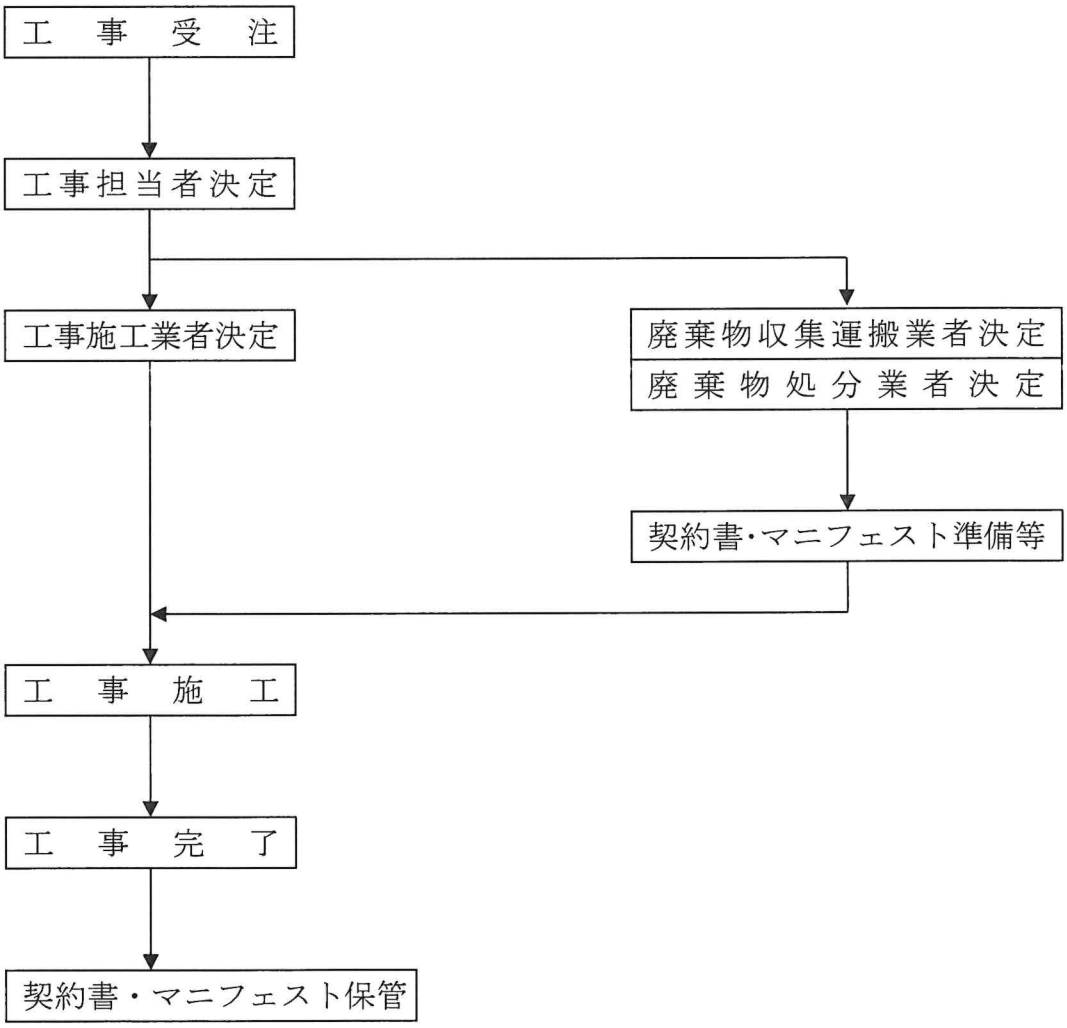
産業廃棄物処理計画

（令和８年度）
（２０２６年度）

勝野建設株式会社

１．会社の概要

(1) 会　社　名　　勝野建設株式会社
(2) 資　本　金　　４千５百万円
(3) 従 業 員 数　　３０人
(4) 完成工事高　　５億２千７百万円
(5) 事 業 内 容　　約９割が官庁発注の土木工事、建築工事。
　　主な工事内容：道路・河川・舗装・管・治山等の公共事業。
(6) 事 業 展 望　　経済環境の激変により、建設業界において発注工事が公共・
　　民間ともに減少傾向にあり、受注についても減少傾向にある。
(7)産業廃棄物処理フロー

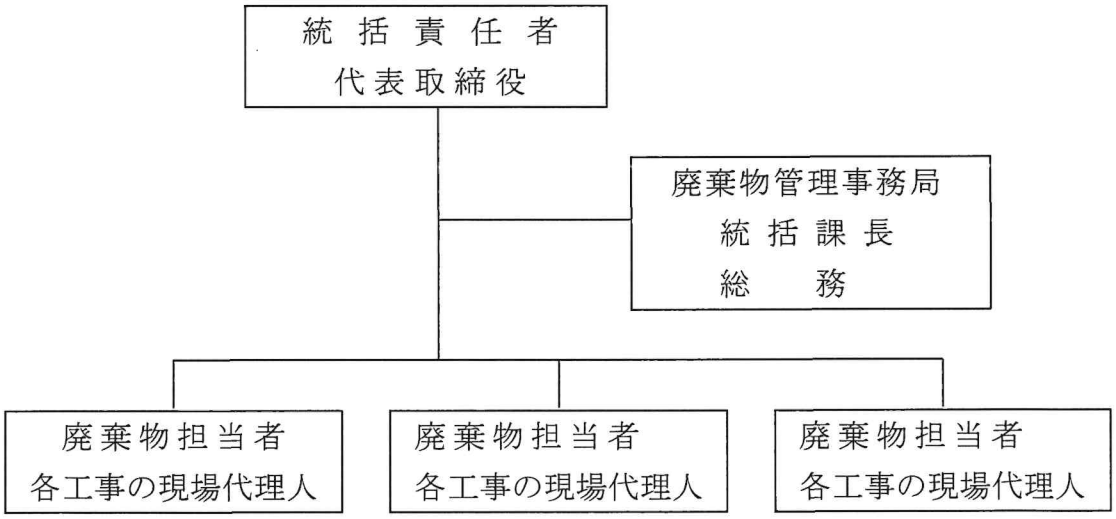


(8) 連　絡　先　　〒３７０－３６０８
北群馬郡吉岡町大字下野田５９２番地
勝野建設株式会社　担当責任者：専務取締役
担　当　者：統括課長
担　当　者：総務
TEL:
FAX:

２．計画期間　　令和　８年　４月　１日～令和　９年　３月３１日

３．廃棄物処理管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図



◎統　括　責　任　者　　・廃棄物処理方針の策定
・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
・社員、関連会社、協力業者に対する教育、啓発

◎廃棄物管理事務局　　・廃棄物処理計画書及び廃棄物処理計画実施状況報告書の作成

・廃棄物委託契約書作成
・各作業所に対する情報収集、支援及び指導
・マニフェスト購入、配布
・各作業所に対する情報収集、支援及び指導

◎廃 棄 物 担 当 者　・マニフェスト発行及び現場施工事の管理
・その他関係する事項

(2) 教育・研修

産業廃棄物の種類・発生状況・処理方法、廃棄物関係法令に関する事項を新入社員（工事関係技術者）や新規入場者等に教育・研修を行う。

(3) 情報公開

産業廃棄物の発生や処理状況等について情報の公開をし、廃棄物に対する信頼を確保できるように努める。

4．産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

主な事業が公共工事の為、排出されるほとんどがアスファルトがら(塊)やコンクリートがら(塊)なので、再生処理施設へ委託し骨材等の再資源として再利用するようにしています。

又工事施工に際しては、当初予測不可能な産業廃棄物や数量が発生した場合発注先の監督員(担当者等)と抑制及び処理等について協議を行い処分する。

5．産業廃棄物の分別に関する事項

廃棄物は、種類ごとに分別し、発生後速やかに予定処分先に処分する。

6．産業廃棄物の再生利用に関する事項

当社は公共事業主体の建設会社であるため、再生材の利用については発注者の定めた事項を実施する。

なお、発注者の指定なき場合は再生利用を心がける。

7．産業廃棄物の処理に関する事項

(1) 収集運搬業者の選定について

廃棄物担当者は、統括責任者と協議の上、産業廃棄物収集運搬業者の許可保有の会社を選出する。

(2) 処分業者の選定について

廃棄物担当者は、統括責任者及び発注先工事監督員(担当者等)と協議の上、産業廃棄物処分業者の許可保有の会社を選出する。

(3) 産業廃棄物の現状

令和７年度（２０２５年度）実績

種別	最終処分施設	中間処理施設	再利用
がれき類	0 t	2,106.41 t	0 t
金属くず	0 t	14.20 t	0 t
木くず	0 t	193.15 t	0 t
ガラス・陶磁器くず	0 t	0 t	0 t
紙くず	0 t	0 t	0 t
廃石膏ボード	0 t	0 t	0 t
廃プラスチック	0 t	1.72 t	0 t
蛍光灯	0 t	0 t	0 t
石綿含有廃棄物	0 t	24.25 t	0 t
建設混合廃棄物	0 t	0 t	0 t
建設汚泥	0 t	1.97 t	0 t
繊維くず	0 t	0 t	0 t
その他	0 t	0 t	0 t